

平成26年4月からの年金制度変更（基金関係）について

国の年金制度変更（基金制度見直し及び「年金機能強化法」施行）に伴い、平成26年4月より基金に関しても一部制度変更を以下のとおり行いました。

（平成26年5月現在、規約変更認可申請中）

1. 中途脱退者（10年未満加入者）の年金支給義務の変更
2. 産前産後期間中の保険料免除
3. 未支給給付の請求者の範囲拡大
4. 繰下げ支給の取扱い見直し

1. 中途脱退者（10年未満加入者）の年金支給義務の変更

平成26年4月1日に施行された法律改正により、厚生年金保険法に基づき運営されている「企業年金連合会」は、確定給付企業年金法に基づく「企業年金連合会」が設立されると、解散をすることとなります。

この改正に伴い、平成26年4月から厚生年金基金の「基本年金」の支給義務は、加入期間に関わらず、全て厚生年金基金からの支給となります。

*「企業年金連合会」は、基金加入期間が短い人の年金を通算して支給する「年金通算センター」です。

*「企業年金連合会」の解散時期など詳細については、今のところ未定です。

<H26年3月までの給付（基本・加算）支給義務>

加入期間 <u>10年以上</u>	基本部分・・・基本年金	厚生年金基金から支給
	加算部分・・・加算年金（選択一時金）	
加入期間 <u>10年未満</u>	基本部分・・・基本年金	<u>企業年金連合会から支給</u>
	加算部分・・・脱退一時金	厚生年金基金から支給

<H26年4月からの給付（基本・加算）支給義務>

加入期間 <u>関係なし</u>	基本部分・・・基本年金	<u>厚生年金基金から支給</u>
	加算部分・・・加算年金、一時金 *原則3年未満の加入は対象外になります。	

2. 産前産後休業期間中の保険料免除

*次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けられます。

◎産前産後休業期間中の保険料免除

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方

・・・平成26年4月分以降の保険料が対象となります。

事業主の方は『産前産後休業取得申出書』を提出する必要があります。

◎産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方

・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。

事業主の方は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出する必要があります。

◎産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の措置

・3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額をみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。「養育特例期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です。

3. 未支給給付の請求者の範囲拡大について

年金受給者が亡くなったときに、本人へ支給すべき年金が残っていた場合は、未支給の年金が年金受給者と生計を同一にしていた遺族の方に支給されます。この未支給の年金を請求できる遺族の範囲が拡大されます。

【遺族の範囲と順位】

①配偶者・②子・③父母・④孫・⑤祖父母・⑥兄弟姉妹



変更後

【遺族の範囲と順位】

①配偶者・②子・③父母・④孫・⑤祖父母・⑥兄弟姉妹・⑦左記の者以外の三親等内の親族

※

※三親等：叔父・叔母・甥・姪・子の配偶者など

4. 繰下げ支給の取扱い見直し

年金の「繰下げ支給」は、支給開始を遅らせる（最長 70 歳まで）代わりに年金額を増額する制度です。70 歳到達時までは、「繰下げ支給の申出」+「繰り下げ年金の請求」をすることで、繰下期間に対応して増額された年金が申出・請求のあった月の翌月分から支給されます。

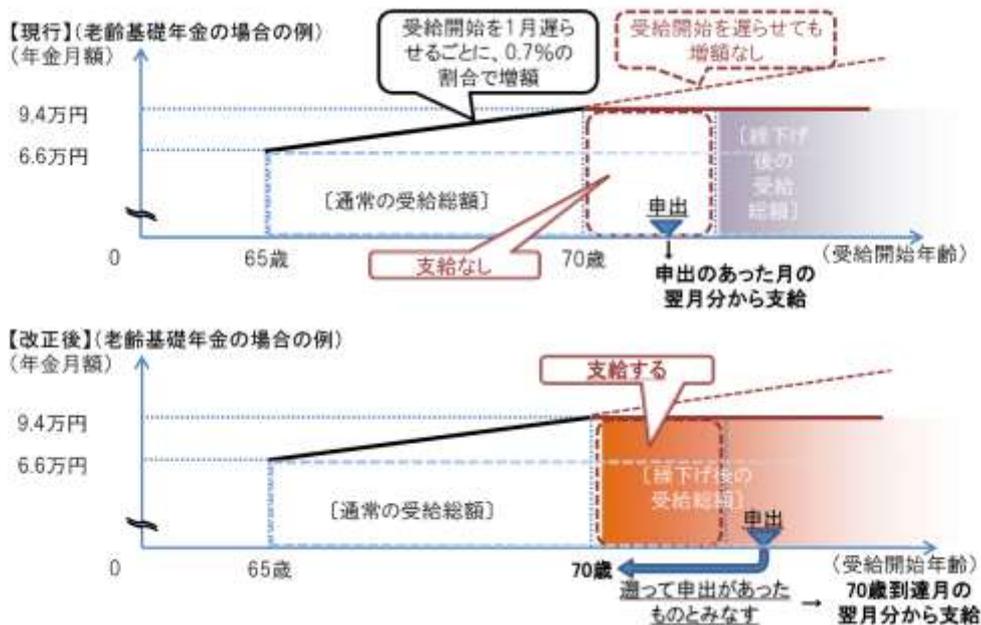
70 歳到達後になりますと、遅れて繰下げ支給の申出・請求をしても制度上増額は 70 歳までの繰下期間にしか対応しません。しかし、これまでは 70 歳到達後に遅れて申出・請求した場合、増額された年金がその翌月分以降しか支給されませんでした。

今回の改正で、遅れて申出・請求のあった場合には 70 歳到達時に遡って増額された年金を支払う取扱いに改められました。

繰下げ支給の取扱いの見直し

(具体的な改正内容)

- 70 歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は 70 歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていたことについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



(ご参考 その他の規約変更事項)

上記の変更事項と合わせ、以下の内容について規約変更を行います。

(平成 26 年 5 月現在、規約変更認可申請中)

(1) 規約中の法令引用箇所における法令名・条数の変更

「厚生年金保険法」の改正、「厚生年金基金令」、「厚生年金基金規則」廃止により、規約上、法令を引用している箇所について引用元の変更を行う。

(2) 脱退一時金相当額の移換変更

確定給付企業年金・確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換期限を「確定拠出年金加入から3月以内」とする条件を外す。

(3) 解散時の最低責任準備金の納付先変更

解散時の最低責任準備金の納付先が「連合会」から「政府」に変更される。

(4) 業務概況の周知に関する変更

業務概況の周知が、加入員以外の受給者・待期者についても義務化される。

(5) 基金分割・権利義務移転時の資産分割基準の変更

最低責任準備金の期ずれ解消に伴い、「最低責任準備金調整額」を規約から削除する。

以 上